

食品安全委員会 緊急時対応専門調査会

第 10 回 会合 議事録

1. 日時 平成 17 年 3 月 17 日（木） 10:00～11:46
2. 場所 食品安全委員会中会議室
3. 議事
 - (1) 食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル（案）について
 - (2) 食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル（案）について
 - (3) その他
4. 出席者
 - (専門委員)
丸山座長、飯島専門委員、春日専門委員、吉川専門委員、
小泉専門委員、近藤専門委員、但野専門委員、田中専門委員、
土屋専門委員、元井専門委員、渡邊専門委員
 - (食品安全委員会委員)
寺田委員長、本間委員
 - (厚生労働省)
医薬食品局食品安全部 鈴木企画情報課長補佐
 - (農林水産省)
消費・安全局総務課 朝倉食品安全危機管理官
 - (事務局)
齊藤事務局長、一色事務局次長、杉浦情報・緊急時対応課長、
鈴木（章）課長補佐、天野緊急時対応係長
5. 配布資料
 - 資料 1 食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアルに関する
前回調査会の主な論点
 - 資料 2 - 1 食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル（案）に
おける緊急時対応について
 - 資料 2 - 2 食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル（案）
 - 資料 3 食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル（案）

- 参考資料 1-1 緊急時対応専門調査会に当面調査審議を求める事項
参考資料 1-2 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱
参考資料 1-3 食品安全委員会緊急時対応基本指針
参考資料 2-1 厚生労働省食中毒健康危機管理実施要領
参考資料 2-2 厚生労働省食中毒処理要領
参考資料 3 農林水産省食品安全緊急時対応基本指針

6. 議事内容

丸山座長 皆さんおはようございます。ただいまから、食品安全委員会第10回「緊急時対応専門調査会」を開催いたします。

本日は、専門委員13名のうち11名に出席をいただいております。岡部専門委員と山本専門委員からは欠席ということを御報告いただいております。

なお、本日も前回に引き続きまして、厚生労働省からは鈴木医薬食品局食品安全部企画情報課長補佐、農林水産省からは朝倉消費・安全局総務課食品安全危機管理官に御出席いただいております。

まず、議事に入らせていただく前に、事務局から資料の確認をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

天野緊急時対応係長 それでは、資料の説明をさせていただきます。本日の資料は3点でございます。

資料1が「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアルに関する前回調査会の主な論点」。

資料2-1が「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル(案)における緊急時対応について」。

資料2-2が「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル(案)」。

資料3が「食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル(案)」。

参考資料といたしまして、前回と同様の資料でございますけれども、「参考資料」と書いた冊子を御用意させていただいております。

その他資料といたしまして、各専門委員の席のみでございますけれども、前回専門調査会の資料も御参考までに御用意させていただいております。

不足の資料などございませんでしょうか。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。

前回の専門調査会に引き続きまして、本日も危害要因別緊急時対応マニュアルについての検討を予定しております。

前回の調査会では、食中毒を対象とした緊急時対応マニュアルとして、

「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル(案)」と「食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル(案)」、この2つのマニュアルの原案を事務局より提示していただきまして、専門委員の先生方からも大変たくさんのお意見をいただきました。

前回の調査では、各専門委員から緊急事態において委員会が主体的にできることや、それから、リスク管理機関の役割分担の明確化ということについてもさまざまな意見をいただいております。そこで本日はこれらを踏まえまして、事務局において検討事項を整理していただいております。これを土台にマニュアルについて検討をいただきたいと、今日はこのように思っております。

検討をいただく前に、私の方から専門委員と事務局の方に提案させていただきたいのですが、本日の調査会の進め方といたしまして、マニュアルの作成におきましては、委員会とリスク管理機関の連携がまとめられていると思います。やはり、このことがきちっと土台にしていなるとなかなか議論が進まないということがあります。

そこで「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル」をまず審議していただきたいと思うんですが、委員会内部のマニュアルである「食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル」、これは言わば内部のマニュアルでございますので、かなり事務的な事項を決めているという意味合いが強いと思います。

そこで事務局では「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル」の内容に沿った中身で整理していただいていると思いますので、まず食品安全関係府省のマニュアルを決定していただいた後で、確認という形で皆様に検討いただければというふうに思っているのですが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

(「賛成」と声あり)

丸山座長 それでは、そのようにさせていただきたいと思っておりますので、課長の方からそのようなことでもいいのかどうか。よろしければそう進めさせていただきたいと思うんですが、課長。

杉浦情報・緊急時対応課長 全く異存ございません。

参考資料を1枚めくっていただきますと、「緊急時対応専門調査会に当面調査審議を求める事項」ということで、この調査会に求められている審議事項が載っているんですけども、この2行目当たりから御覧になっていただきますと、基本的事項におきまして、「緊急事態の発生に備えて、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、緊急時における国の対処の在り方等に関するマニュアル(以下「緊急時対応マニュアル」という。)

を作成し」というふうにございまして、当専門調査会への審議を求める事項についても、この基本的事項に基づいて委員会が決定しておりますので、「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル」を優先的に審議していただくということで全く異存ございません。

丸山座長 ありがとうございます。それでは、本日は既に「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル(案)」と、「食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル(案)」の2題を検討する用意ができておりますが、「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル」を中心に審議を行わせていただきたいと思います。

「食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル」については、本日のこの関係府省のマニュアルに対応するように準備されておりますので、本日の審議においては、関係府省のマニュアルが決定された場合には事務局から報告をさせていただくという形を取らせていただきたいと思います。

それでは、食中毒の緊急時対応マニュアルの作成に当たっては、前回専門調査会における論議、これはたくさんのいろんな角度から議論が出されましたので、この論点を整理していただきたいと思いますというふうに思います。

事務局でその用意ができているとのことですので、まずそのところから御説明いただければというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 資料1を御覧いただければと思います。前回調査会でいろいろ貴重な御意見をいただいたわけなんですけれども、事務局の方で主な意見を整理させていただきました。

まず「1 緊急事態における委員会の役割について」でございませけれども、緊急事態における委員会の役割は、リスク評価とリスク管理機関の調整であって、委員会が平時からの情報収集による食中毒未然防止とか、緊急時における初動対応を行うようなことをすれば、リスク管理に困難が生じるのではないかというような御意見がございました。

それから、委員会は一次的な情報まで収集するのではなくて、リスク管理機関がまとめたり分析した情報を受けるのが望ましいのではないかという御意見がございました。

それから、委員会が緊急事態において主体的にできること、委員会及びリスク管理機関の緊急事態における役割分担をまず明確化する必要があるのではないかという御意見もいただきました。

一方では、委員会のリーダーシップ的な役割を明確化すべきではないかという御意見も頂戴いたしました。

危害要因の考え方につきましては、食中毒の定義について、特に平時に

おける情報収集において、食品由来の感染症についても含めるべきではないかという御意見をいただきました。

それから、厚生労働省の感染症課等との連携についても検討する必要があるのではないかという御意見もいただきました。

マニュアル全体につきましては、平時の対応よりも緊急時の対応の項目を前に記載すべきではないかという御意見をいただきました。

「4 その他」ですけれども、専門委員が行う独自の情報収集とは、専門委員に新たな義務を課すものではないかという懸念が示されました。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。

前回の論議を振り返って、このように整理をしていただいたんですが、食中毒による緊急事態において、委員会とリスク管理機関との役割分担、あるいは委員会として果たすべき役割というのが主な論点として浮かび上がってきたと思います。

この論点で整理はされたんですが、この点を更にクリアーにするために、よりそれをわかりやすく図解をする作業を事務局でしていただいておりますので、まず、これにつきまして説明をいただいた上で、更に質疑をしていただければと思っております。

その図解のところの説明を事務局からお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

鈴木(章)課長補佐 そうしましたら、資料2-1を御覧いただければと思います。資料2-1でございますが、今、座長の方から御説明がありましたようなものを簡単にまとめたものでございます。

1番目のカラフルな図でございますが、緊急事態における流れを簡単に示したものでございます。

一番左端にある「初動対応」というグレーゾーンで書いてございますが、この初動対応を得た後に何らかの対応ということで、緊急対策本部を設置する場合、それから、関係府省連絡会議が開催される場合、それから、青の部分は平時と申しましょうか、通常対応というような対応に行くということが整理されております。

この中で、対策本部が設置された場合、何らかの形で国民の健康の確保ができれば収束という形に向かう。

それから、関係府省連絡会議の場合、場合によっては緊急対策本部に格上げとなることもあるのではないかということで点線が打ってございます。当然、これも収束の方向へ向かえば平時へと戻っていくというような図を簡単に示したものです。

1枚目をめくっていただければと思います。一応、「初動対応」という先ほどのグレーゾーンのところを細かく説明させていただくための資料が、この2枚目のものがございます。

一番左の下のところ、「食中毒等発生」というところから赤い棒が横にずっと出ております。こちらの「リスク管理」というカテゴリーでまとめさせていただいております。

この図の意味するところは、このリスク管理というのは食中毒というものが発生した後、現場のお医者さんが通報するということから食中毒が見つかるわけですが、これから発生したリスク管理、健康影響をとめるための措置というものが一貫して行われているという趣旨でございます。

中を説明させていただきますと、保健所にそういった通報が参ります。その後、都道府県でリスク管理が行われ、そのものによって厚生労働省あるいは農林水産省というところで適切なリスク管理が終始行われているという状況でございます。

その流れの中で、今回検討していただいております「初動対応」というものの位置づけは、この厚生労働省に情報が入ってきたところから始まっているグレーの四角でございます。

このグレーの四角の中、一番下のところに「通報」というのがございますが、お互いに厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会で「情報連絡窓口」という窓口の担当を決めてございます。ここから通報といたしましてこういったものがあると。ある県でこういうことが起こっているというような情報が入ってくると。食品安全委員会にしてみると、これが第1番目の情報になるという流れが入ってまいります。

その後、委員会内で情報連絡を適切かつ速やかに行うということをした上で、食品安全委員会会合というものが開かれるのかなと考えております。その中で、先生方に検討していただきました連携の在り方の中で緊急の報告というようなもの、食中毒の事案に応じて食品安全委員会会合でリスク管理機関から報告をいただくというものを、今、スキームとしてつくっております、その報告を受けると。

委員会会合で報告を受けたことに伴いまして、委員会の審議で、この右の端にございます「緊急対策本部」「関係府省連絡会議」、そして、「平時（通常対応）」というような形の、ある程度のジャッジが行われるというような形を書いてございます。

ちなみに、一番上に「食品安全担当大臣」を經由して「緊急対策本部」という形になっておりますのは、こちらは食品安全担当大臣の職務といた

しまして食品関係府省の環境整備というのがございますので、先生方に決めていただきました基本要綱の中で食品安全担当大臣が最後決断するというのでございますので、委員会から報告をした上で緊急対策本部が設置されるというような図になってございます。

もう一枚めくっていただければと思います。「食中毒による緊急事態等における食品安全関係府省それぞれの主な役割」でございます。

先ほどの論点でございましたように、やはりこういうときは役割分担というものを明確化しておかなければいけないのかと考えてございます。その中で、縦軸に、その中のアクターとして考えられる「食品安全委員会」「厚生労働省」「農林水産省」、それから「食品安全関係府省による連携」というものを一番上の四角に入れてございます。

右側に書いてございますのが、「初動対応」から、先ほどの色が付いている黄色の部分の「関係府省連絡会議の開催」、赤の部分の「緊急対策本部の設置」、青の部分でございますが、「緊急事態等の収束」、そのような流れが書いてございます。

この中で、それぞれの役割あるいは連携の仕方というものを書かせていただきましたが、基本的に厚生労働省、農林水産省においてリスク管理というものはそれぞれの中で完結して行われていると。当然、都道府県等もございまして、リスク管理の情報というのもそういった官庁からしっかり流されるというような役割は必要なのではないかと。

そして、食品安全委員会においては、四角で書いてございますような「国民への科学的知見の提供」ということで、いろいろな食品安全委員会から起こった事象につきまして科学的ないろいろなサポートをしていくというようなことが終始行われていくのかと。

それ以外の役割といたしまして、先ほど御説明しましたような委員会を開催したり、あるいは科学的な見地からリスク管理機関に対しまして助言を行っていくというような行動が取られていくということを整理した図がこちらでございます。

1枚めくっていただきますと、4枚目のページがございまして、こちらの資料、今まで3府省につきましてこのような三角の形でいろいろな連携の仕方を記載したものを、またバージョンアップさせていただいたものでございます。

先ほどまで御説明したものは、緊急時のときの時間の流れというような軸を入れてつくったものでございますが、こちらは先ほどの前提の上で見ただけであればと思ひまして付けてございます。食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省におきまして、どのような形で連携が行われるのかとい

うような図を示したものでございます。

食品安全委員会においては、リスク評価、委員会及びリスク管理機関の連携を促進していくような調整役もやっている。

厚生労働省は、「食品衛生に関するリスク管理措置」というものを適切に行っていく。農林水産省におきましては、「農林水産物等に関するリスク管理措置」を行っていくというような役割をした上で、この3つの官庁の役割、そして、つながり方というのを示した図がこちらでございます。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明は、改めてということではなくて、食品安全委員会とリスク管理機関との役割の分担の基本はこうであるということを知りやすく図示をしていただいて提示を願ったということだと思っておりますが、これは「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル」を論議するに当たって、ベースとなる認識をこのようにしていただいたというふうに考えてもよろしいんだと思っておりますが、課長、そういうことでよろしいのでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 そのとおりでございます。こういった流れを念頭に置いて、マニュアルについて今日御議論をいただければというふうに思います。

丸山座長 ありがとうございます。

ただいまの説明の中で、何か御質問があったら承りたいと思っておりますが、よろしゅうございませうか。いかがでしょうか。

田中先生、どうぞ。

田中専門委員 大変恥ずかしいことながら、今日のこの色つきの表を説明していただきまして、初めてもやもやとしていた3つの機関の相関関係が非常にクリアーになった。

これが時系列的な問題と相関関係的な関係、つまり、平面図と断面図のように明らかにしていただいたという感じで、今日の会議のこれからの進め方を認識する上で、私は理解を深める上でこれは非常に参考になったということを申し上げたい。皆さんもっと早くわかったかもしれませんが、私は今になってようやくこれがはっきり認識できたという感じがいたします。

以上です。

丸山座長 ありがとうございます。ほかにございませうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題であります「食品安全関係府省食中毒緊急時対応

マニュアル（案）」について、もう一度御説明いただきたいと思います。どうぞ事務局、よろしく願います。

鈴木（章）課長補佐 そうしましたら、資料 2 - 2 を御覧いただければと思います。こちらは、今、座長から御説明がありました「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル（案）」というものです。先ほど、私の方から説明させていただきましたカラフルな図が言葉になったもの、逆に言えば、こちらの考え方をまとめたものが先ほどのカラフルな図というような位置づけになってございます。

この案につきましてですが、中身について御説明を差し上げますと、まず一番最初の前段でございますが、まず、このマニュアルというのがどのような位置づけになっているのかということに記載してございます。

冒頭でも課長の方からお話ありましたとおり、基本的事項をつくっていただいた中で危害要因別マニュアルというのをつくるということを閣議決定で最終的に出しました。そのようなことから伴いまして、今回、食中毒というハザードでつくっているということをここに記載してございます。

続きまして、1 というところに入ってまいりますと、各緊急時における役所の役割というものを各府省ごとに書いてございます。（1）といたしまして、委員会の役割。（2）といたしまして、厚生労働省の役割。（3）といたしまして、農林水産省の役割と。

リスク管理機関においては、リスク管理を行っていくと。委員会においては、分野の科学的知見の提供ですとか、委員会が中心となりましてリスク管理機関の連携を促進していくというようなことを行っていくということが記載してございます。

1 枚めくっていただきますと、2 ページ目の上の方、「2 情報連絡体制の整備」ということで、去年 4 月に決めていただきました基本要綱で定めた連絡窓口について書いてあるのがこちらでございます。

「3 食中毒に関する情報収集等」という項目でございますが、情報収集というものの役割を書いているのが「（1）食中毒に関する情報収集等」というところでございます。この中で、委員会というもの、それから、厚生労働省、農林水産省というところがどのような情報収集を行っていくのかというようなものが書いてあります。

考え方といたしましては、食中毒の場合、既にいろいろな規制がございまして、リスク管理機関は都道府県等から報告を受けたりするような制度がございまして、法にのっとりた制度でございまして、そのような情報、いわゆる厚生労働省としては待っていれば入ってくるような情報というよう

なもの、当然厚生労働省で集めるのだと。あるいは、農林水産省でそのような報告から入ってくる情報も、農林水産省でリスク管理に必要な情報として集めるというようなこと。

委員会ではどういうことを行うかと申し上げますと、どちらかというとな動的な情報収集、ウェブサイトですとかいろいろな研究者に対する照会といったものを能動的に行うと。当然、リスク管理に伴う能動的な調査というものもこういうリスク管理機関で行われているかと思いますが、大きな考え方といたしましては、そのような報告に伴うような情報収集がリスク管理機関。そして、能動的な情報収集は安全委員会というような役割を記載してございます。

その中で、厚生労働省等、前回議論いただいた中で感染症等とのはさまの疾患というようなものもございましたので、厚生労働省の中で国内外における食品に起因する健康被害に関する情報収集というものを記載しております。

ちょっと先に飛んでしまうのですが、2ページの一番後ろから3ページの一番上のところにかけてですが、それと併せて、平時から各府省内における他課室等及び関係機関と連絡、情報交換をしておくというような記載がございまして、厚生労働省内の情報につきましては、情報連絡窓口等でそれなりの連携をしっかりとっていただき、その上で、食品関係府省の合意でございまして、こういった食品に係るような健康被害に関する情報というものは収集していくのだということで前回の論点は満たしていると考えてございます。そのような記載が書いてあるのは、この(1)(2)でございます。

1枚めくっていただきますと、3ページで(2)の・でございまして、・のところにおきましては、委員会での報告というものの、これは通常対応のとき、何事もないときに年次報告を行っていただくということを2回ほど前の議論で行っていただいたと思いますが、この・の一番下のパラグラフで「また」以下で年次報告、年1回の報告というもの。それから、平時において収集した情報に応じて、食品安全委員会での事案については報告が欲しいというときにいただくようなものを前段の部分、「平時において」と書いてあるくだりから「また」の前までで報告をいただくようなことが書いてございます。

それから、・のところでは連携体制といたしまして、食品安全委員会とリスク管理機関でどのような形の連携というものの見える形と見えない形がございまして、会議としてはあるものは関係府省連絡会議、関係府省連絡会議幹事会、それから、担当者の会議というようなものをしていきまし

ようということを記載してございます。

「4 緊急時における情報連絡」といたしまして、これは基本要綱等で定まっておりますことを記載させていただいているようなものでございます。

3 ページ目の一番下、「5 委員会会合におけるリスク管理機関からの緊急報告」というところでございますが、今回、食中毒の連携といたしまして報告というものを位置づけておりますが、その中で何か緊急な案件があったときの緊急報告というものをここで記載してございます。事件等、ある食中毒が広域に発生したというようなことがございましたら、それは食品安全委員会会合に報告をいただくというような根拠となる文章が、この(1)に書いてございます。

(2)につきましては、先ほど説明したカラフルな図の2 ページ目にご覧いただいた最後の赤、黄色、青の考え方に分けるというようなところを判断するための根拠が書いてございます。その報告に伴いまして緊急対策本部を設置したり、連絡会議において関係府省一致した対応を取っていくというようなこと。そして、これは通常対応でしようというようなことを行っていくための根拠となる文章は、この(2)に書いてございます。

「6 緊急対策本部の設置」として書いてございますが、去年4月に決めていただいた基本要項に書いてあることがもう一度書いてあるというようなものでございます。

「7 関係府省連絡会議の開催」というのがございますが、本部の設置については基本要綱というところで決まっております。そういった関係府省連絡会議につきまして、今回、先ほどの図の黄色の部分になった場合にこういうものを開催していくと、定期的に行われている会議でございますが、こちらを緊急事案のために開く根拠となるようなものが、この7に記載してございます。

1枚めくっていただきますと、5 ページ目「8 情報提供及びリスクコミュニケーション」。これは、基本要綱に記載しているようなことがそのまま書いてある。

「9 事後検証及びマニュアルの改定」ということで、これも基本要綱に載ったようなものが書いてある。

「10 その他」といたしまして、努力規定のようなことが書いてあるというようなものがでございます。

丸山座長 ありがとうございます。

前回も、確か事務局に確認したんですが、この議事の進め方としまして、この「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル(案)」は、食品安

全関係府省緊急時対応基本要綱、これは決まっているわけですが、これと重なっている部分があると思うんです。

今回のマニュアルでは、その変更部分というのがどの部分なのかということをお伺いしておいた方がいいのではないかというふうに思いますが、その点、事務局いかがでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 ただいまの鈴木補佐からの説明の繰り返しになるかもしれませんが、改めて強調させていただきますと、まず前回のマニュアル案から大きく変更した部分、主な変更部分につきましては、まず食中毒の緊急事態における食品安全関係府省それぞれの役割を明確にしたという点が挙げられるのではないかと思います。1ページ目の1の(1)(2)(3)という形で明確化させていただいております。

それから、3ページ目の4以降、6、7辺りまでなんですけれども、食中毒の緊急事態における情報を伝達するための関係府省の流れの中で、国民の健康の保護に向けた緊急的な判断を行うに当たっての食品安全委員会の位置づけを明確にしております。

具体的には、委員会会合で緊急報告を受けて、食品安全担当大臣に対する緊急対策本部の設置のための緊急協議の必要性や関係府省連絡会議の開催について判断をします。また、必要に応じて、委員会よりリスク管理機関に対して国民の健康の保護を目的としての科学的見地からの助言等を行うということをお記させていただいております。

それから、鈴木補佐からもありましたけれども、「2 情報連絡体制の整備」「4 緊急時における情報連絡」「9 事後検証及びマニュアルの改定」の部分につきましては、昨年4月に決めました緊急時対応協議要綱を引用するというような形になっております。 以上でございます。

丸山座長 ありがとうございました。

今の課長の方からの御説明を踏まえて、審議に入らせていただきたいんですが、今の説明にございましたように、このマニュアルの中の「2 情報連絡体制の整備」「4 緊急時における情報連絡」「9 事後検証及びマニュアルの改定」という3つの項目につきましては基本要綱に即しているということでございますので、それ以外の部分の審議ということをおまっさせていただきたいというふうに思います。

どうぞ、何か御質問、御意見がありましたら、いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。2、4、9以外のところで、どの角度からでも結構でございます。いかがでしょうか。

どうぞ。

田中専門委員 5ページ目の「8 情報提供及びリスクコミュニケーション

ヨン」が、この対応マニュアルの一応新しい部分になってきていますけれども、非常に素朴な質問であります。今、月刊『文藝春秋』にBSEの問題をある大学の教授が書いていますね。食品安全委員会のプリオン専門調査会は、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めるための、例えばこういうときにはこれを活用をするのでしょうか。

私は発行部数46万部の『文藝春秋』が読者に対して、ああいう問題が起きたときこそ、国民に対する正しい科学的知見に基づくコミュニケーション活動をしなければいけないというものに該当しそうですが、例えば8番目のこの問題なんかは、マニュアルというのはああいう問題に対して対応することになるのでしょうか。

丸山座長 事務局、よろしく申し上げます。

杉浦情報・緊急時対応課長 現在、世間で注目されております国内のBSE措置の見直し、あるいは日米のBSE問題につきましては、少なくともこの関係府省緊急時対応マニュアルの対象になるとは考えておりません。

勿論、食中毒の範疇にも入らないかと思えますし、それから、被害者が多数出ているというわけでもございませんので、このマニュアルの対象にはならないと思えます。勿論食品安全委員会の役割として、国民への正しい知識を普及あるいは理解の促進に努めるという役割を担っておりますので、それはホームページでQ&A等を使って正しい知識の普及には努めていくというのが現状でございます。

田中専門委員 これは、今回は食中毒マニュアルという限定した内容でございますから、それは了解いたしました。

ただ、今日の議題の、この第10回目の「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル」とは直接関係ない、あるいはBSEは食中毒ではないでしょうから、例えばああいう非常に影響力の大きなメディアに、非常に影響力の大きい問題提起をするような報道というか、署名原稿が学者からなされた場合に、本来の正しい科学的知見に基づくコミュニケーション活動の理解促進を図るといようなものは該当するかどうかということです。今、課長の話では、今回のテーマではマニュアルには該当しないけれども、要は食品安全委員会としての活動の該当の範疇に入るといことですね。

杉浦情報・緊急時対応課長 勿論、食品安全委員会の活動の一環として、正しい知識の普及には努めております。

ただ、委員御指摘の点につきましては、緊急時という断面で処理というか議論するよりも、むしろリスクミとか広報といった断面で議論した方が

適切ではないかと思えます。

リスコミ専門調査会の専門委員をされている先生もいらっしゃいますので、吉川先生、もし何かございましたらよろしく願いいたします。

丸山座長 吉川先生、いかがでしょうか。

吉川専門委員 多分、今の田中先生のおっしゃっておられることは、緊急をどう見るかということに関わっていると思えます。60万部の読者があって、そこに書いていることが正しいか正しくないかはともかくとして、社会的影響が大きいということであれば、例えば政府とか食品安全委員会の信頼を揺るがすような危機であるとみなすと、それは危機といえるものかなとは考えます。こちらの委員会の守備範囲がそうでないと、もし事務局の方で切り分けをされるとすると、それは多分、当座は関係がないかもしれないということですが、他方、もし田中先生がおっしゃったように、そうはいつでも、そのことが直接、間接的にこの委員会自体や、それから、政府自体の信頼の失墜に関わることになることになるとすると、将来的にはそういうことも考えなければいけないのかなと、私は個人的には思います。この点については、事務局とまた委員長先生の考え方をお伺いしたいと思えます。

丸山座長 確かに、今の問題は、直接、この食中毒とは関係ないというか、つながらないんですが、実績というか、今までもたしか国内で初めてvCJD症例が確定したときに寺田委員長名でもって談話を、非常にタイミングよく出されたというケースもございますね。そういう対応を食品安全委員会としてはやっていくという考えでよろしいわけですね。

今まで何もすることをしていなかったわけではなくて、vCJDのときの例のようなことは今後もなさっていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 そういうことでございます。

田中委員がおっしゃられたのは、マスコミ等による報道への対応ということかと思えますけれども、勿論、間違った報道がなされておれば訂正の申し入れをすとか、ホームページを通じて、先ほど申し上げましたけれども、正しい情報を提供するというような活動は勿論やっております。

田中専門委員 今回の第10回目にとって直接関係がなかったんですが、実は、ああいうものの積み重ねが実は重要ではないでしょうか。つまり、身体に影響を与えることよりも心に与えるリスクの方が、実ははるかに不安感と不信感を高める上で大きいわけですね。

そういう意味で、民間企業であったなら、直ちに文春に対して反論を出す。だれが出すかはまた別です。役所自体では出せないでしょうから、しかるべき大学の先生が反論を出す。例えば、そういうようなことの積み重

ねが実は非常に大事だと思っているんです。それを放置するから、とんでもないことになってしまうんです。

こういうことを実は何度も体験しておりますので、今、ちょうど気がついたので、どの部署がどの時点でやるかはちょっと別として、食品安全委員会という大きな組織はまさに科学的知見に基づいた国民に対する啓発であり、理解促進活動ということが一つある以上は、部署はどこだかわかりませんが、そういうことを、今、感じておるわけなので、今日の10回目のテーマとは直接関係ないんですが、失礼いたしました。

丸山座長 ありがとうございます。この食中毒マニュアルにつきまして、御意見をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

近藤専門委員、どうぞ。

近藤専門委員 カラー刷りの2ページを見させていただきまして、非常によく理解はできたわけですが、1番の左の「食中毒等発生」の場面というのは社会なんです、いろいろと右のところまで来て、関係府省の連絡会議やら緊急対策本部ができて、これから、その食中毒の発生現場へどういう情報をどうやって流れていくかの図解というものが、読んでみると2-2の方でいろいろと書かれてあるわけですが、できましたら、これも図解して、どこのリスク管理にするところがどういうふうな流れで、その社会へ知らしめていくか。ただ、報道機関に流すだけでいいというわけでもないと思いますし、そこらのことについてこういう図解もあつたら、国民の方は非常に理解が進むのではないかなと思います、いかがなものでしょうか。

丸山座長 事務局、お答えいただきたいと思いますが。

鈴木(章)課長補佐 先生の御指摘のところは、恐らく先ほど私の説明した、この赤い中に全部入ってしまっているのかなと考えております。リスク管理に伴います情報提供ということで、たまたま本日のが関係府省の連携の在り方というものをするためのマニュアルというものを検討してございまして、その中でリスク管理機関での情報提供というのは、厚生労働省ですと健康危機管理基本指針というものができているというような中でいろいろと決まっているかというように考えております。

ただ、この初動対応等、委員会がどういうことをやっていくかというところが先生の御発言のところに対応するのかなとは思いますが、それにつきましては今のこの審議ではなく、もう一つある委員会版のマニュアルという中でありますと、委員会ではこういうことをやりますよというようなことも簡単ではございますが、図も準備してございますので、そちらも併せて聞いていただければなと考えてございます。

以上でございます。

丸山座長 近藤先生、よろしゅうございましょうか。

近藤専門委員 はい。

丸山座長 ほかにいかがでしょうか。

小泉先生、どうぞ。

小泉専門委員 私もこの図で大変明確になってよく理解できたと思っております。

その中で、委員会というのは助言をする、と矢印が書いてあります。マニュアルの1の(1)の委員会の役割というのが、勧告及び意見具申等の実施ということで、明確にはなったんですが、では、実施した場合にそれを担保するようなものが、このマニュアルには、マニュアルだから書けないのかもしれませんが、ないように思えます。また、これは基本法の構成上そうなのかもしれませんが、せっかくこの食品安全委員会の中で討議し、いろいろ言うけれども、何か手足がだるまさんみたいじゃないかなと感じます。では、助言をしたり勧告をすると、このリスク管理機関としては、それを例えば、最大限尊重するとかしていただかないと、今のこの体制では、聞きっ放しということになってしまうんじゃないかなと。もうちょっとこれを実行できるようなものが、このマニュアルの中に入らないものかということを考えておりますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

丸山座長 今、小泉先生の御意見は、勧告とか意見具申とかいうのは言いつ放しではないのかという、その先はリスク管理機関がやりなさいよというだけでは、何か実効性が薄いのではないかという意味の御意見かと思うんですが、その辺りはどういうふうに見えるかということなんですが、いかがでしょうか。

鈴木(章)課長補佐 今、先生の御指摘のありました、勧告とか意見具申はマニュアルのレベルではなくて、リスク評価に伴った結果、勧告や意見具申というのができるというのは法に決まっております。

ですので、そこでしっかり、このマニュアルというレベル以上のところで決まっているというところを申し上げさせていただきたいと思います。

丸山座長 小泉先生、よろしゅうございましょうか。

小泉専門委員 そうすると、勧告を受けた方はどうするんですか。検討された後、そうするとこれを実行しなくても何もリスク機関として影響はないんですね。

丸山座長 よろしいでしょうか。また事務局の方はお答えなり、お考えをいただくとして、リスク管理機関として、今日はオブザーバーで来てい

ただいているんですが、例えば、鈴木さん、その辺りは管理機関として厚生労働の立場でどのように受け止め、また行動されるかという辺りについて、お話しいただければと思います。

鈴木医薬食品局食品安全部企画情報課長補佐 厚生労働省の食中毒の対応というものにつきましては、要綱というもので縛りがかかっておりまして、もう既にマニュアル化されております。

その中で、食品安全委員会の方から助言・勧告等ございましたら、それは御意見として、こちら最大限受け止めて対応していきたいというふうには思っております。

ただ、ちょっとケース・バイ・ケースとなるケースがあるかもしれませんが、そこは最大限にリスク管理として、そういった我々が行っておりますリスク管理を評価していただいたということがありますので、その評価については真摯に受け止めて対応したいというふうに思っております。

丸山座長 もう片方の朝倉さん、農水の立場でいかがなんでしょうか。

朝倉消費・安全局総務課食品安全危機管理官 農林水産省におきましても、今、厚生労働省の鈴木さんが述べた考え方と同様でございます。

私どもの方では、それと同時に食料の安定供給という役割もございまして、これは食品を食べないというわけにはいきませんので、そのような面からも、食品安全委員会からいただいた助言とか、あるいは科学的な情報を積極的にPRをして、安全性に問題があるものは厚生労働省などと協力して流通・販売過程から撤去するんでしょうけれども、そうでないものについては消費行動に混乱のないような取組みを関係府省で一体となって対応していくという考えでございますので、それはもう当然やらせていただきたいと思います。

丸山座長 安全委員会、いかがですか。

杉浦情報・緊急時対応課長 まず食品安全基本法の14条で、緊急の事態への対処につきまして、政府が緊急事態の対処及び当該自体の発生防止に関する体制の整備、その他の必要な措置が講じられなければならないという規定がございますので、当然政府が一体となって対応する必要がございますし、それからそういった勧告とか意見具申を行うのに当たっての食品安全委員会の議論というのも公開の場で行われますので、意見あるいは勧告が実施されるかどうかは国民が監視するということになるのではないかとこのように思います。

丸山座長 これに関連して、但野先生、どうぞ。

但野専門委員 この食品安全委員会ができた基本的な精神から言うと、

この助言あるいは勧告がなされた場合に、それに対してどのような措置を行ったかという報告がなければいけないのではないのでしょうか。当然あるべきことだと思います。

丸山座長 小泉先生、いかがですか。

小泉専門委員 先生のおっしゃるとおり、私も何かそういうのをに入れていただいて、言いつ放しでどうなったのか、よく御検討いただいたらしいというのはわかりますけれども、それをどのように取り入れたのかというのは、やはり見える形で御報告いただくようなのがマニュアルにあると、安心するんですが。

丸山座長 このマニュアルの中に、そういう文言を入れるということは可能なんでしょうか。いかがなんでしょう。

小泉先生、できたらそういうことまで担保したような形のマニュアルがベターだということですか。

小泉専門委員 はい。そういうふうに私は感じております。

丸山座長 どうぞ。

鈴木(章)課長補佐 勧告ですとか意見具申、助言というものをした後に、その措置について報告をいただくようなこと。一応、関係する府省は本日も来られておりますけれども、調整はしてみたいと考えてございます。基本的には入れるような形がよろしいのかとは考えておりますが、そのような形で少しやらせていただければとは考えております。

丸山座長 ありがとうございます。

春日先生、どうぞ。

春日専門委員 具体的な場所の御提案なんですけれども、9番の事後検証及びマニュアルの改訂のところに、リスク管理機関が本マニュアルに基づき行った緊急時対応について、事後に検証を行うこととするの中に、報告も含め検証を行うこととすると入れていただいているはいかがでしょう。

当然リスク管理機関は、食品安全委員会による科学的知見に基づくリスク評価に加えて、実行可能性ですとか、その他のもろもろを勘案しなければいけない役割を担っていらっしゃると思いますので、必ずしも食品安全委員会の勧告・助言のとおりには実行されない場合もあるかと思います。

その場合には当然その理由を添えて御報告いただくことで、食品安全委員会としても検証が行えると思いますので、そういうことではいかがでしょうか。

丸山座長 今、春日先生から、大変貴重な御意見をいただいたんですが、先ほどから、この2、4、9を除いてという論議をしていたんですが、むしろ今の問題はこの検証のところでもって、この9番のところにそれを何

らかの形で盛り込むような形でできるのではないかということですので、そうした事務的な文言の整理とか、いろんな関係府省の問題もあるでしょうけれども、この9番のところで、小泉先生の提案というのは処理できるのではないかということですので、そのように事務的にも進めていただければというふうに思います。ありがとうございました。

本間委員、どうぞ。

本間委員 そういたしますと、このカラーの図解したのを見ますと、食品安全委員会が発足してから、今までほとんどのことはこの一番下のピンクのレベルでものが処理されているという問題だったんでしょうか。あるいはもう一つ上のレベルぐらまでのことがあったのか。いかがなものなんでしょうか。

丸山座長 従来の緊急時のときには、この2 - 2の2ページ目で行くと、どのように処理をされていたのかということなんですが、事務局の方から、お願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 私から説明するのも適切ではないのかとも思うんですけども、毎週木曜日に定期的に行われている委員会会合で、厚生労働省、農林水産省から、食中毒につきましては、厚生労働省から必要に応じて報告を受けているというふうに、私は理解しておりますけれども。例えば、スギヒラタケの事例が起こったときとかですね。食中毒のマニュアルはまだ完全に決定されておりませんので、BSEの発生があった場合には、その都度、厚生労働省、農林水産省から報告を受けているというふうに、私は承知しております。

丸山座長 本間先生、よろしゅうございましょうか。

寺田委員長、どうぞ。

寺田委員長 事務局の言われたとおり、毎週のところでやっているの、幸いにして、今まで臨時の会を開くことがございませんでしたけれども、例えば、今のスギヒラタケの話とかアマメシバの場合は、変なことが起きているということで、それをどうするかということ、例えば委員会で討議して、それはもうやめた方がいいだろうということで、沖縄で出たものは販売禁止と、そういうふうな対応で、今までのところは対策本部をつくることなく、委員会のレベルで管理側の担当者に来てくださいと言って、来てもらってやっているということなんです。

先ほどの、法律のこともわからないのは、委員長として申し訳ないんですけども、勧告権というのは総理大臣を通じて各大臣にするというのは非常に重いものだと思いますので、この刀を抜いた限りは報告書は必ず出るでしょうし、それはもう管理機関の方が必ずやられると思うんですがよ

ほどの場合です。

意見を具申するという場合には、どういう対応をするかということですが、今までのところは管理機関の方は、常に結果あるいは政策決定の過程を工夫してもらっていますから、うまく行くのではないかと、行かなかった場合はいろんなルートで言えますし、動けます。こちらが言ったとおりの意見にはならないので、これはいろいろ議論があると思いますけれども、基本的に私たちのところは評価機関でありまして、評価をするということで、政策的な管理機関である厚生労働省、農林水産省は、どういうふうにそれを取るかというのは、そちらが政策決定をするわけですね。

緊急時対応も、今やっていることは正しいか本当はどうかということ、こちらの食品安全委員会は科学的に判断して、少し弱い言い方をしますと、参考としていただくということになります。

だから、ここは全部の決定機関というのは間違いだと思えます。要するに、リスク分析の考え方というのは、管理機関に対して、科学的、客観的な意見をして、それを政策決定の正しい判断に使っていただくということです。ですから、こういう丸裸の委員会があるわけです。EUもそんなんです。本当にここが全部をやるとすると、政策決定までやるとすると、こんな世帯ではとてもできるはずがない。

それと緊急時の方をオーバーラップして考えますと、現場ではできるだけ正しいことをやっておられるでしょうけれども、それプラスこちらも、この間も言いましたけれども、科学的な意見をやって、そんなことわかっているよと言われても公の場ですと出すということです。

それから、もう一つは各省庁間の壁をこの委員会を通じて、例えば、0157とかいろいろ問題があったというふうに聞いておりますけれども、そうじゃなくて、厚生労働省、農林水産省、あるいは場合によると環境省が緊急時に一緒にできるとか、そういう役割だと、ちょっと後ろへ引いた、図によって今日おわかりになったと思いますけれども、こういう図を書いてももらわないと、なかなか法律そのものにはこの委員会の緊急時対応は書いてなくて、21条の基本的事項では閣議決定のところでは緊急時対応と言っているわけです。この文章が前も言いましたように、余り大きなことをやれるような、間違っただけの情報を国民に与えますと、かえって間違っただけの結果が出ると思います。

長くなりましたが、もう一つついでに、一番頭を悩ませているのは、田中委員がおっしゃいました、間違っただけの情報が出たときにどうやって、間違っただけでも何となしにはっきりしてない情報ですね。例えばBSEの問題なんかで、専門調査会で議論の最中の問題をどう扱うかということですが、

例えば、委員会としてそれがこうです、ああですなんて言いますと、専門調査会で議論してもらっていることに予断をもって介入したことになる可能性がありますから、明らかに間違った情報とか、いろんな思惑がありまして、『文藝春秋』だけではなくて、こんなことを言ったらあれなんです、とんでもない情報をあちこちに流されます。あまりひどいときには訂正をやりませうけれども、新聞社は御存じのとおり、訂正記事は出しません。それでわかりましたと行って下さって、確かにちょっとの間その方向の記事はなくなるんです。時間が経つとまたぼんぼん出てくる。どこからリークしてやらしているんだと思います。もうちょっと大きなレベルで、単行本とか、『文藝春秋』とか、ああだこうだと言われた場合に、今、言われた適当なことというところから反論して書いていただくか、委員会として書いてしまうと、審議中のことなんでなかなかできないんです。明らかに間違ったことであれば、とんでもない話であれば事実関係として言えますけれども、内容に立ち入った話はやはり専門調査会の先生方が一生懸命やっておられるので、やはり予断を与えてしまうこともあると。

この話とちょっと違うところへ行きましたけれども、先生が言われたことは一番頭が悩むことです。いい知恵があったら教えてください。クライシスコミュニケーション、今のリスクコミュニケーション、BSEに関しては全部リスクコミュニケーション専門調査会の先生方がいろいろやり方とか、その評価とか、いろいろなことを取り上げて下さっていますがなかなかまだ難しいと思います。

丸山座長 委員長、どうもありがとうございました。

食品安全委員会の立場、役割ということで、大変苦しい局面もあるというお話を前回に引き続き御披露いただいたんですけれども、そうしたことを私たちは十分承知をしているつもりでございますけれども、更にそうしたことを踏まえてこの論議を進めさせていただきたいと思います。全体を通しまして、先ほど2、4、9を除いてと申しましたが、それも含めて全体的なことで御意見がございましたら、出していただければと思います。どうぞ。

春日先生、どうぞ。

春日専門委員 1つ細かい修正案を提案させていただきたいと思えます。その前に、前回までの論点として上げておりましたリスク評価とリスク管理機関の調整の点ですとか、それから特に今日御欠席の岡部先生と私の方で申し上げました、食中毒の定義の関係、それから厚生労働省の中の結核感染症等との連携についても、今回の修正案で盛り込んでいただきま

して、特に府省内における他課室との連携ということで明記していただきまして、ありがとうございました。

今日、申し上げたいのは、3ページ目の情報収集等です。「平時において」という、この項目のところなのですが、この2段落目、毎年1回委員会会合において、前年度の食中毒発生状況の確定値についての報告を受けるということに関してです。この年に1回というものが、平時からリスク管理機関との情報の共有を図るための目的としては、ちょっと頻度が低過ぎると思いました。ただ、食中毒の発生状況の確定値の年次報告を受けると自体は、平時における府省の定期的な情報収集の中に入ると思いますので、この中であっていいと思います。

提案の具体的な例ですけれども、この2段落目の「平時から、リスク管理機関との情報の共有を図るため」というところを、単に削除していただいてはいかがでしょうかということです。

もう一度申し上げます。修正案としては、この2段落目を、「また、委員会は、厚生労働省から毎年1回、・・・」以下同じです。なぜかという、平時から情報の共有を図るためにしては、この年に1回という頻度が低過ぎるため、ちょっとと思いました。

丸山座長 春日先生の御指摘のところは、確定値をと下に書いてしまっているから、年1回というふうに縛られていたんだろうと思います。前年度の食中毒の発生状況の確定値についてとやるからあれですね。あれは年1回しか出ないからということになっているので、そうではなくて、こういうことが確定値が出てくるのは年1回なんだけれども、そうではなしに、もっと頻繁にこういうことをした方がいいということとは逆なんですか。

春日専門委員 逆です。勿論、頻繁に報告を受けるということは、既にほかに盛り込んでいただいていますので、そうではなくて、ここの段落だけの問題なんですけれども、当然年1回確定値についての報告を受けるとはよろしいんですが、その目的として平時から情報共有を図るためという文言が入っているので、ちょっとおかしい印象を受けてしまうわけです。ですから、その理由の部分だけを削除していただければ問題ないのではないかと思います。

ですから、これは食品安全委員会内部版にも同じことがかかってきますので、もしも私の提案を了解していただく場合には、対応する部分も修正をお願いしたいと思います。

丸山座長 事務局、その点いかがですか。

杉浦情報・緊急時対応課長 おっしゃるとおりではないかと思います。平時における対応というのは、この第2段落にも書いてありますし、ここ

で言う年1回というのは、それに加えという趣旨ですので、おっしゃるとおりで結構だと思います。

丸山座長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

元井先生、どうぞ。

元井座長代理 私も、前回の論点を整理していただいて、今回それを盛り込んでいただいて、非常にわかりやすくなったと思います。さらに今回ほかの先生の意見もお聞きしますと、大体この形でよろしいのではないかと思います。ただ、少し文言を修正した方がよろしいのではないかとこのところが、2、3箇所ありますので、その辺のお話をさせていただいてよろしいでしょうか。

丸山座長 どうぞ。

元井座長代理 まず、2ページ目の3番目の(1)の「食中毒に関する情報収集等」の農林水産省のところの文章ですけれども、これをぱっと読みますと、1回読んでも内容がつかみにくいと思います。これは恐らく「農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の」云々とありますが、これは2つに分かれていまして、農林水産物の生産から食品となった場合の工程における食中毒、もう一つは、農林漁業の資材の生産から販売の工程におけるものと、2つの内容に分かれていると解釈出来ます。しかし、大変わかりにくいので、厚生労働省の文言と同程度の表現にするなど、少しこの文言の整理をしていただけないでしょうか。

もう一か所ですけれども、4ページ目の上から3行目の「必要に応じて臨時に委員会会合を開催するなど、速やかに委員会会合において」とありますけれども、これは非常に行動としてはまどろっこしい行動でして、臨時に委員会会合を開催し、速やかにリスク管理機関から云々とした方が、非常に簡潔でわかりやすいのではないかと思います。

もう一つ、対応マニュアルという標題なんですけれども、マニュアルというと、私が受ける感覚としては、更に具体的な行動とかいろんな細かいことを定めたものがマニュアルかなという気がいたします。今回のこのマニュアルの内容はむしろもっと包括的な表現がされておりますので、例えば実施要領ですとか、もう少し大きな段階のネーミングをした方がよいのでは。マニュアルというと更に細かいような気がします。前回も要綱のところでもマニュアル、指針ですとか、いろいろ表現でもめた経緯があると思います。もっと何か適切な表現はないでしょうか。例えば要領等など。以上です。

丸山座長 ありがとうございました。今、3点ほど御指摘いただいたんですが、一番目の2ページの下の方にある、農林水産省の表現のところ

ついて、文章がわかりにくいと、内容的には2つのことが書いてあるので、ここを整理した方がよりいいのではないかということに対して、まずこれはいかがでしょうか。

朝倉さん、どうぞ。

朝倉農林水産省消費・安全局総務課食品安全危機管理官 これは、どちらかというと正式なものなので、使用する文言を法律から取ってきた方がいいかなということで記述したのですが、むしろわかりにくくなってしまったのかなと思います。事務局が用意しました4ページ目のポンチ絵などでは、わかりやすくする必要があるので、内容を分解して書いてくださりけれども、こういうものを参考にわかりやすい表現を工夫させていただきます。

このポンチ絵ですと、食品の供給工程の情報及び資材の情報という形で分けて書いてあります。括弧内にございますように、その中には一般的な生産の情報も含みますという意味合いがございます。しかしながら、このあたりの表現を法律から取ってくるとどうしても窮屈になってしまったりわかりにくいということだと思しますので、そこはわかりやすいような形に再度工夫をさせていただきたいと思えます。

丸山座長 ありがとうございます。

それから、2つ目の指摘の4ページの上から3行目のところ、回りくどい表現、あるいは実際に速やかに行動するというふうに、素直に読めるように、またそれが行動できるような表現にした方がいいのではないかということですので、それはそういうふうに直していけると思えます。

それで、よろしいでしょうか。

それから、3番目のこのマニュアルという表現なんですが、実はこれは私もマニュアルというのは、もっと細かい行動を決めたものではないかと、だからマニュアル、マニュアルというふうに仮に読んでずっと来てしまったというのが、1つの経過なんですが、元井先生の今の御指摘については、事務局はそういう経緯も踏まえて御提案に対していかがでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 4月に決定した緊急時対応基本要綱につきましても、これは委員会でマニュアルという言葉が適切ではないのではないかと御意見が出て、委員会で基本要綱が採択されたという経緯がございます。それで、もしこの専門調査会でマニュアルという名称について不適切で何か御提案があれば、御議論いただければと考えております。

丸山座長 直すことはできるんですね。この専門調査会での話し合い、あるいはその決定ということ。

杉浦情報・緊急時対応課長 はい。

丸山座長 元井先生、これは例えば実施要綱ですか。

元井専門委員 実施要綱とか要領とか。

丸山座長 1つの御提案として実施要領。ほかに御意見ございますか。マニュアルというのは、確かに皆さん方適切ではないのではないかということが、今までずっとあったと思うんですが、実施要領という案がありますが、役所的にはどうなんですか。実施要領という表現は。

杉浦情報・緊急時対応課長 昨年4月に決定した、ハザード別でない関係府省緊急時対応マニュアルの名称が基本要綱というふうになっておりますので、それとの整合性を保つとすれば、基本要綱が整合性が取れているのではないかと思います。

丸山座長 マニュアルのところを基本要綱と。

杉浦情報・緊急時対応課長 というのは、昨年4月に決定した、ハザード別でない基本要綱の食中毒版だということで、同じ名称を使うと一番混乱が少ないのではないかというふうには考えますけれども、委員会の方でもまたこの辺は意見があるのかもしれない。

丸山座長 そうですね。ですから、この専門調査会ではこういうふうに変えたらどうだろうという提案を委員会の方に出すという形にすればよろしいわけですね。

マニュアルよりは基本要綱ということの方がいいのではないかという意見です。それで、委員会の方に上げさせていただいて、そこで決めていただくという進め方でよろしいでしょうか。

土屋委員、どうぞ。

土屋専門委員 この基本要綱の中には、マニュアルとは、この「食品安全委員会の緊急時対応の基本指針、厚労省の基本指針、農水省の基本指針等を言う」とわざわざ断わってありますね。

丸山座長 どうぞ。

鈴木(章)課長補佐 今の先生の御指摘があったところは、まさしく次の段階の話なんですけれども、今、我々が検討してきたのは、つくっていただいたのは基本的事項にマニュアルという名前がありましたので、マニュアルを引いてきていると。そうしますと、作業してきていただいたものというのがそれなんだということを、これがそれに対応しますということを記載するために、今、土屋先生の御指摘の部分というのが、かつての基本要綱ですとか、基本指針に書いてございます。

ですので、こちらの方をマニュアルから変えるということであれば、その前段の部分辺りに同じような表現が入ってくるということになります。そのような形を整備しておかないとちょっと整合性が取れなくなってきた

てしまうというがあるので、そういうことはすることを事務的にしなければいけないと考えております。

丸山座長 でも、それは事務的になされるということですね。私どもとしては、このタイトルのマニュアルという表現を、やはりもう少し実態に合わせて変えた方がいいのではないかというふうに、その委員会に上げさせていただければよろしいのではないかと思います。そのように処理させていただきたいと思います。

ほかに何か御質問がございますか。

それでは、質問がないようでしたら、伺った御意見に基づきまして、文言の整理につきましては、私に御一任いただき、また今お話のように、委員会の方でもって決定いただくというところもありますので、そうしたところに委ねさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

丸山座長 どうもありがとうございました。

それでは、そのような形でもって食品安全委員会への報告をさせていただこうと思います。ありがとうございました。

それでは、もう一つの議題でございます、食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル、これはむしろ事務局の中の版でございますが、そのことに議論を移らせていただきます。本日の会議の初めにもお話ししましたように、今、決定いただいた関係府省のマニュアル、ここではマニュアルと言いますが、連携するようにと。この委員会のマニュアルというのは作成しておるわけですが、事務的な事項が多くなっていると思いますので、こういうことを踏えまして事務局の方から要点について御説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

鈴木(章)課長補佐 そうしましたら、資料3を御覧いただければと思います。

ちょっとページが前後するんですが、一番最後のページをまず少し見ていただければと思います。

こちらに「食品安全委員会食中毒緊急時マニュアル(案)における緊急時対応の流れ」という図がございます。

まず、これで大きな流れといたしまして、簡単な御説明をさせていただいた上で中身の方に入りたいと考えております。

こちらのマニュアルは、委員会の中の緊急時対応をするためのマニュアルということでございますので、流れとして見ますと、資格と矢印であるようなものが基本的でございます。

まず「食中毒発生に関する情報の通報受理」という形で、リスク管理機

関からいただいた情報を、まず連絡を事務局内にしていかなければならないという事務手続がございます。右の方に矢印が一本出ておりますのは、当然そういったものが入ってきたときに、対応しなければならないと、休日でも対応しなければならないというようなことは、だれが対応するのかということを決めなければなりませんので、一次参集要員等を決めて、どうということをするのかというような規定を決めてございます。

それから対事務局内、委員長までの迅速な情報の連絡ということをした上で、委員会事務局の中で対応方針というのが決められるんだらうというのが、委員・事務局会議の開催と。

そして、委員会会合というもの、公開の場で開かれる場合ということが行われるのかと思います。

その中で対応策といたしまして、委員会で何ができるのかということをお考えますと、右側に線が出ておりますが、先ほどのカラフルの図の2枚目にあっただような緊急対策本部の設置や関係府省連絡会議といったところを設置しましょうというような議論になれば、こういったツールが出てくること。

当然リスク管理機関との間で情報収集等の役割分担がございますが、情報収集を行っていく。そして、情報提供やリスクコミュニケーション、科学的な知見を提供していくという役割もございますが、そういったものがある。

そして、食中毒ですと非常に少ない可能性ではございますが、もともと持っております健康影響評価ですとか、それに伴う勧告や意見というようなこと。

そして、リスク管理機関に対しまして、報告などで来たときに助言という形で、ここに何らかの科学的見地からのお話をするようなことというようなものがツールであるのかと考えております。

こういったことを行っていきますと、最終的には収束というようなところが巡ってくるのかというような大きな流れを前提といたしまして、一番最初のページに戻っていただければと思います。

一番最初のページ、まず一番前段のところ、先ほどの関係府省のものと同じように位置づけが前段で書いてございます。そして「Ⅰ 平時からの対応」として項目ができております。

平時の対応といたしまして、準備体制というものが記載してございますが、実はこれは食中毒ではなく、去年の4月に決定していただきました食品安全委員会緊急時対応基本指針というものの中に、平時からの準備体制として、いろいろ決まっているものを食中毒の場合にはというような書き

直しをしただけのものでございます。それが1番でございます。そして「2 平時からの情報収集等」というのがございますが、この中でほとんどが基本指針と同じ形になっておりますが、(1)の・でございます。2ページ目の上の方になります。

「委員長は」という言葉で書いてございますが、こちらのところ、先ほどの関係府省のマニュアルを決めていただいたことに伴いまして、リスク管理機関から報告を受けるということが関係府省のマニュアルで決まりました。そのような形で報告を平時から受けるような場合には、出席を要請するというようなことがありますので、それに伴った規定を書いているというのが・でございます。

続きまして「3 リスク管理機関との緊密な連携」というところでございますが、これは(2)と(3)の部分が基本指針から新たに入ってきたようなものでございます。

(2)のものが、先ほど春日先生の方からも御指摘のあった年次報告の部分でございますが、年次報告を受けるというようなことが、ここに記載されていると。

(3)といたしまして、こちらは3回ほど前の検討のときに、連携の方法の中に情報システムというものを我々委員会が整備しておりますが、こういったものを活用していくことを提示させていただきましたが、それに伴います情報システムについての記載が(3)に書いてあるということです。

2ページの下の方になりますが「11 初動対応」のところに入るとまいますと、緊急事態が起こった後の初動対応といたしまして、最初に「1 食中毒の発生に関する情報の受理」というのがございますが、まず、1ページめくっていただいたところの3ページ目の「なお」以下のところで、第一報を、例えばかなりレアのレアのケースだと思いますが、リスク管理機関が通常こういうリスク管理の情報は報告制度でいただきますが、万が一我がそういう情報を持ってしまったときには、リスク管理機関にお知らせをちゃんとするというような規定を記載してございます。そのような規定がここに入っているということが1つ。

「2 食中毒の発生に関する情報の連絡」それから「3 第一次参集要員等の対応」というのがございますが、こちらは基本指針の中身をもう一度焼き直したような中身になってございます。

「4 初動対応の決定」でございますが、これは「(2)委員会会合の開催」というのがございますが、3ページ目一番最後の行から4ページ目にかけての Paragraph で緊急報告というものを先ほどの関係府省のもの

で決めていただきました。その緊急報告というものを受けるために、我々はマニュアルの中にそういったものを落とし込んだものが、この記載でございます。

それから「5 その他」というものを初動対応の中につくってございます。現在のマニュアル案の後ろの方でございますが、チェックリストというものを付けてございます。後ろの方をずっといろいろ様式みたいなものも書いてございますが、より食中毒というようなハザードが起こったときに事務局の中で対応するための様式ですとか、チェックリストというものをつくってございます。緊急時対応係というところがございますが、その職員がそそのないようには仕事ができるためのものを事務的に整理させていただいたというようなものでございます。その根拠となるようなところをここに書かせていただいているというものでございます。

「111 対応策の実施」というところで、緊急対策本部の設置及び関係府省連絡会議の開催という規定がございます。

こちらの中身につきましては、(1)(2)ともに先ほどの関係府省版のものを決めていただいたことに伴いまして、カラフルな図の2ページ目にございました緊急対策本部の設置ですとか、連絡会議を設置していくときへの流れ、それを食品安全委員会の会合で決めるような形のことを決めていただきましたので、それに対応するための記載がここの中に書いてあるというものです。

(1)の方が緊急対策本部を設置する場合の事項が書いてあります。

(2)につきましては、連絡会議への流れというものが書いてございます。

「2 緊急時における情報収集等」ということで、(1)の中でファクトシートというものをつくって出していきたいと思いますということが記載されてございます。

「(2)現地派遣による情報収集等」というのは基本指針の中でもありましたものをそのまま焼き直したものでございます。

「3 情報提供及びリスクコミュニケーション」というのがございますが、この中で(1)の文章の最初の段落の最後の部分でございますが「国民に対し迅速かつ適切に当該食中毒に関する科学的知見を提供する」というような形で、食品安全委員会が科学的な見地からの情報提供というものを担っていくということに伴いまして、このような記載も入ってきてございます。

「4 食品健康影響評価」。これは基本指針のとおりでございます。

「5 勧告及び意見」についても基本指針のとおりとなっております。

「6 科学的見地からのリスク管理機関に対する助言」というもの、これは報告をいただくようなことを関係府省のものに規定させていただきましたので、その場で報告を受けたときに助言を行ったりするというようなことをここに書いてございます。

「IV その他」といたしまして「1 緊急事態の収束」ということで、先ほどのカラフルな図の一番最後、青の中にあった収束という場合にどのような形になるのかというときに「(1)緊急対策本部が設置された場合」、それから「(2)緊急対策本部が設置されなかった場合」という形で、どのような形で収束ということが行われていくのかというものを記載したのがこちらでございます。

「2 事後検証及びマニュアルの改定」といたしまして、これは基本指針にもあったようなことをそのまま記載しているという中身でございます。

以上でございます。

丸山座長 どうもありがとうございました。細かい御説明でございましたけれども、これは基本的には昨年4月に決定された食品安全委員会緊急時対応基本指針、それからただいま御審議いただきました関係府省間の緊急時対応マニュアルという内容に対応したということになっているわけです。

先ほど申し上げましたように、かなり事務的なことでございますので、一括して専門調査会の先生方から、何かここはこういうふうであった方がいいとか、こういうのが抜けているとか、そういうことも含めて御意見をいただければというふうに思いますが、ちょっと細かいので、なかなか面倒なところもあるんですけれども、お気づきのところがありましたらお願いしたいと思います。

御意見はいかがでしょうか。事務局の方からまだ何か補足するようなことがありましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

春日先生どうぞ。

春日専門委員 2つほど意見があります。

1つは、I番の「1 平時からの準備体制」の中で、事務局内での平時の連絡訓練を入れてはいかがかと思うんですが、電話だけでもよろしいかと思えますけれども、それを定期的あるいは非定期的を実施するというのをに入れていただければいかがかと思えます。それから、5ページ目の「4 食品健康影響評価」に(1)～(4)までありますが、今、読ませていただいた中では(1)～(4)までどういうことで分けているのかよ

くわからなくて、もしかすると(1)(2)(3)をもう少しまとめられるのではないかと思ったんですが、いかがでしょうか。ちょっと御検討をお願いできればと思います。

丸山座長 事務局、今の後半の春日先生の御指摘について何かお考えがございましょうか。(1)(2)(3)と分けてあるけれども、もう少しまとめられるのではないだろうかということですが。

杉浦情報・緊急時対応課長 流れをできるだけ具体的にということを書いてはくれますけれども、わかりやすくということでは修正、工夫してみたいと思います。

それから、先ほどの関係府省食中毒緊急時対応マニュアルで、春日専門委員から、毎年1回の委員会会合における報告において平時から云々という部分を削除するということが決まったんですけれども、それと同じことが2ページ目にもございますので、ここを削除させていただくということではよろしいですか。

丸山座長 2ページ目のどこになりますか。

杉浦情報・緊急時対応課長 2ページ目の3の(2)です。

丸山座長 同じ文章なんですね。

5ページ目の終わりのところの春日先生の御指摘については、事務局の方でもう少し整理をしてみたいということでございます。

ほかに御意見はございましょうか。

どうぞ事務局。

鈴木(章)課長補佐 今、春日先生から最初の指摘であった事務局内の連絡訓練ですけれども、一応連絡訓練みたいなことをするような形ということで入れる方向で作業させていただきたいと考えております。

丸山座長 ほかにございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御質問あるいは御意見がないようでしたら、今までに出された幾つかの意見、御要望を、文言の整理につきましては、私の方と事務局の方で整理をさせていただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

丸山座長 ありがとうございます。それでは、本日、御審議いただきました前の段階であります食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル(案)と、ただいまの安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル(案)を、文言あるいはマニュアルという表現の宿題も入れまして、食品安全委員会の方に御報告をしたいというふうに思っております。

大変何回にもわたって、この2つの議題につきましては、皆様から貴重

な御意見をいただき、このような形でまとめることができましたこと、皆様の御協力に対して大変感謝申し上げる次第でございます。

本日の審議をこれで終了させていただきたいと思います。

寺田委員長 ちょっと最後にいいですか。

丸山座長 どうぞ。

寺田委員長 皆さん非常に御苦労なさってまとめて下さり、大変委員会としましてもありがたく思っております。

それから、関係省庁でやるというのは、当然のことながら厚生労働省さんのマニュアルも従って、中はちょっと変えられるんでしょうね。

というのは、農林水産省の方は食品安全委員会、委員等のと書いてあるんですけども、今の厚生労働省の中毒健康危機管理実施要綱の中には、食品安全委員会の名前も出てこないんです。

だから、それは小泉専門委員が言われる懸念がまさに当たっているところで、やはり意識の問題ですので、帰ってそちらの問題ですから考えてくださるようお願いします。

鈴木厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長補佐 そこは今回新しく緊急時対応マニュアルができ、具体的なハザードとしてのものでできましたので、それについてはこちらの方としても、そういった連絡体制の1つとして改正をしたいと思います。

寺田委員長 よろしく申し上げます。どうも済みません。

丸山座長 長い間御審議をいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、今日の委員会をこれで終わらせていただきたいと思います。

事務局の方から御連絡があると思いますので、どうぞお願いいたします。

鈴木(章)課長補佐 今、座長の方からお話がありましたとおり、今後の作業の流れについて、簡単に御説明させていただきたいと思います。

本日は、木曜日なんですけど、事務的になかなかしんどい時間でございますので、本日の報告ということは飛ばさせていただいて、今後食品安全委員会にこちらで決まりました案を報告させていただきます。

その案を報告させていただく過程におきまして、非常に事務的な話ではございますが、関係府省のものにつきましては、併せて関係府省での、いわゆる合意の手続ということが必要になりますので、委員会に報告をさせていただきまして後、案として確定して、関係府省、農林水産省、厚生労働省、環境省というところで同じように合意を取っていただきます。

その後、委員会にもう一度報告をいたしまして、その日をもちまして、合意が取れたような形というようなことに作業させていただきたいと思っております。

委員会のマニュアルにつきましては、今回、関係府省のマニュアルが策定されないと、規定がないものも多々ございますので、最終的にそちらの関係府省と報告がされるときと時期を一緒にいたしまして、委員会に報告させていただいて確定させていただくという極めて事務的な話ではございますが、そのような形で速やかに作業を進めたいと思っています。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。では、本日の委員会はこれで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。